

川崎区役所窓口番号表示システム仕様書

1 目的

市は、川崎区役所2階待合スペースの狭隘に伴う混雑緩和と待ち時間の有効活用、利用環境の向上、来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供、番号表示システム等導入にあたっての設置費用及び運営経費等の削減のため、市有財産有効活用により、事業者と協定を締結し、川崎区役所窓口番号案内表示システムを導入するものとする。

2 事業内容

窓口の実情に合わせた番号発券機と番号案内表示機を設置し、ディスプレイに番号を表示し、音声案内と併せて来庁者を窓口へとスムーズに案内する。また、民間広告や行政情報を放映するディスプレイを併設し、市有財産の有効活用をする。さらに同システムと連動して、住民登録や証明発行の待ち人数やおおよその待ち時間をインターネットを介したウェブ上で随時情報提供を行えるようにする。

3 機器類・機能

(1) ディスプレイ

番号表示システム用ディスプレイ（区民課窓口）	2基
行政情報・広告表示用ディスプレイ（区民課窓口）	2基
行政情報・広告表示用ディスプレイ（保険年金課窓口）	1基

(2) 機器類

ア 番号発券・表示システム機器	1式
イ 発券機	
区民課 総合窓口用タッチパネル発券機	1台
単独発券機（戸籍・児童手当等）	2台
保険年金課	
単独発券機	5台
ウ 呼び出し機能付き番号表示機	
区民課	5基
保険年金課	5基
エ 番号発券システム操作機（区民課）	2台

オ 番号表示システム用スタンド式バーコードリーダー（区民課）

3台

カ その他

番号表示システム用 PC、スピーカー等本業務に必要な機器一式

(3) 消耗品等

発券機用ロール紙（協定期間における業務執行上必要な数量）

色分け窓付きクリアファイル（総合窓口用各100～200枚程度）

(4) 機能

ア データ集計機能

総合窓口の業務ごとの発券枚数、発券から窓口呼び出しまでの所要時間（最大・平均）等

イ 窓口混雑状況発信機能

窓口混雑情報配信サイトの作成と発券状況を基にした、待ち人数、待ち時間予想、呼び出し済み番号等の情報を配信（5分おきに更新）、サイトのアクセス件数集計機能

4 設置場所

川崎市川崎区東田町8番地 川崎区役所2階フロア

5 設置期間

平成29年6月1日～平成34年5月31日までの5年間（60カ月）
機器の設置及び撤去に要する工事等の期間については、事前に調整する。

6 本システム設置等に関する責任分担等

(1) 導入

市は、本システムの設置場所を具体的に指定するとともに、設置のために必要な場所等を提供する。

事業者は、本システムの設置に関する施工工事などを行い、最大限の安全確保に努めること。

上記の点に関し、設置場所に係る課題等が生じた場合は、必要に応じ、両者で協議する。

本システムの所有権は、第三者が所有権を有するものを除き、事業者に帰属する。

(2) 維持管理及び運用

本システムを運用するための維持管理等については、事業者がその責を負う。故障・破損等を生じた場合の修繕または交換等による機能回復についても事業者がその責を負う。

市または事業者の故意または過失により、市、事業者及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、その責めに帰すべき事由を有する者がその損害を賠償する。ただし、その責めが明確でない場合は、市と事業者は協議して解決にあたる。

(3) ディスプレイによる情報配信

事業者は1に掲げる番号表示システム用ディスプレイ及び情報発信用ディスプレイにつき、区民課に2セット、保険年金課については、広告用ディスプレイ1台を配置し、来庁者に対して情報提供を行う。

事業者は、広告をディスプレイに掲載する際は、その内容が、川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準、医療広告ガイドライン等に抵触する広告情報でないことを確認し、その内容を市に報告する。

市は、事業者が掲出する広告の内容等を精査し、川崎区役所広告審査委員会にて承認後、事業者に掲出の可否を決定する。

市は、本システムを介して、必要な行政情報を発信することができる。行政情報は、1枠15秒とし10枠以上確保する。

市は、市の依頼を受けて事業者が作成した行政情報を、本システム以外で使用しないこととする。ただし、市と事業者との協議により、事業者からの承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 機器等の撤去

協定期間満了に伴う本システム機器の撤去等については、事業者がその責を負う。

本システムの撤去にあたって必要な場所は市が提供する。

(5) 費用負担

本システムの設置、撤去、維持管理、修繕等に要する費用は、原則として事業者が負担することとする。

協定期間満了前に、市が行政目的等、やむを得ない理由により解約する場合、市と事業者の協議により、本システムの撤去に必要な費用の一部について、市が負担する。

協定期間満了前に、事業者側の理由により解約する場合は、事業者は本来の期間満了までの期間について、市民サービスの低下を招くことのないよう措置を講じる。

川崎区役所
2階フロア図（現行）

駐車場口

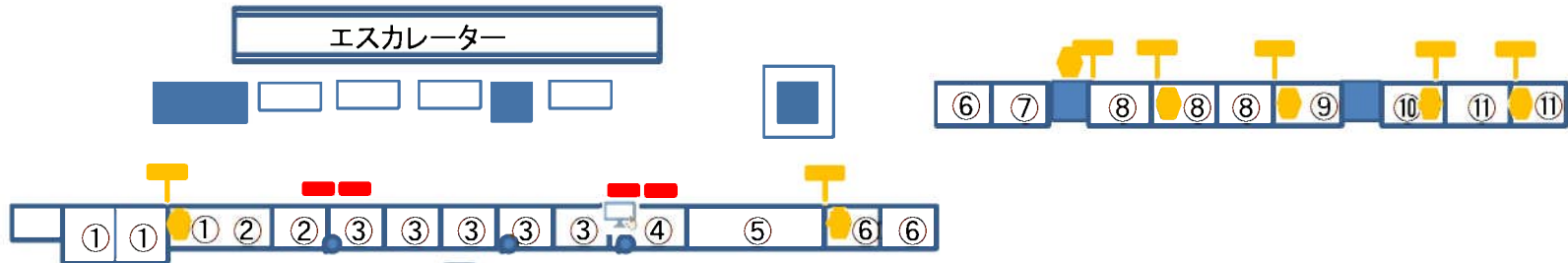
E
V

階段

歩道橋口

銀行

エスカレーター



区民課事務室

保険年金課事務室

- 42インチモニター
- 単体発券機
- 番号表示機
- バーコードリーダー
- 発券システム操作機